

令和3年(2021年)4月26日

障害福祉サービス事業所等 代表者 様

姫路市障害福祉課長

「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所等の対応について

令和3年4月23日付で、緊急事態宣言が発出され、兵庫県は、令和3年4月25日から5月11日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされました。

兵庫県では、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」(令和2年4月7日(令和3年4月23日改定))において、高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所については、事業実施を要請するものとされております。障害福祉サービス事業所等におかれましては、これまでも感染防止対策を行ったうえで、必要なサービスを提供いただいているところですが、現在、従来よりも感染または重症化しやすい可能性があるとする変異株の感染者の割合が上昇しており、急速に従来株からの置き換わりが進みつつあることから、下記に留意のうえ、引き続き感染防止対策の徹底と、サービスの継続的な提供をお願いいたします。

記

1 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる留意事項の徹底について

兵庫県において、勤務中や休憩時など具体的な場面における留意事項がまとめられております。別紙をご確認のうえ、改めて従事者等への周知・徹底をお願いします。

また、厚生労働省において障害福祉サービス事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等をまとめたものがHPに掲載されておりますので、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

なお、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに保健所に連絡し、その指示に従ってください。

2 柔軟なサービス提供について

サービス提供にあたっては、人員基準等の臨時的な取り扱い(「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」(令和3年3月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡))を踏まえた柔軟な対応についても検討してください。

※ 原則、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続をお願いします。利用自粛の協力を求める必要はありません。

ただし、感染予防のため、利用者の判断でサービスの利用を自粛した場合については、電話や訪問などで、利用者の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象となります。

また、一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、やむを得ず利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと市が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

就労継続支援事業については、上記の取扱いに加え、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第9報）」（令和3年4月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）のとおり、在宅での効果的なサービス提供が可能である場合は、在宅勤務（テレワーク）等も検討いただけます。なお、在宅でのサービス利用については、事前に本市に連絡が必要です。

3 休業等する場合の留意点

保健所等からの公衆衛生対策の観点に基づく休業要請に伴い休業する場合、又は、感染拡大防止の観点から、市（障害福祉課）に報告のうえ、自主的に休業する場合やサービス縮小を行う場合においては、市や相談支援事業所等と連携し、代替サービス確保等について利用者に丁寧な説明を行い、また、利用者に対して必要な支援が提供されるよう、上記「2 柔軟なサービス提供について」も踏まえ、適切なサービス提供を確保すること。

4 指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業について

感染防止対策を徹底した上で、利用者の居宅、精神科病院（入院の場合）又は障害者支援施設等（入所の場合）を訪問することを基本とします。

ただし、利用者が、感染のおそれから居宅等への訪問を拒否される場合は、電話等による実施を可能とします。その際、訪問調整を行った事実及び訪問できなかった状況・理由等の記録及び保存をお願いします。

5 事業所の事業継続について

感染症対策を徹底した上で障害福祉サービス等を継続的に提供するため必要となる費用については、令和3年4月分以降の障害福祉サービス等報酬において基本報酬に上乘せしているほか、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業を活用いただけます。また、障害福祉サービス事業所等において感染者が発生した場合には、衛生用品等を供給できるよう備蓄を行っています。

【問い合わせ先】

姫路市障害福祉課管理担当（電話 079-221-2454／Fax 079-221-2374）